

第2次本部町地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)

令和8年度～令和17年度

令和8年3月

本 部 町



# 目次

<b>1. 計画の背景</b> .....	<b>1</b>
1.1 地球温暖化のメカニズム.....	1
1.2 地球温暖化の進行による影響.....	2
1.3 世界の動向.....	2
1.4 国内の動向.....	2
<b>2. 計画の基本的事項</b> .....	<b>4</b>
2.1 計画の目的.....	4
2.2 計画の対象範囲.....	4
2.3 対象とする温室効果ガスの種類.....	5
2.4 基準年度・計画期間.....	5
2.5 計画の位置づけ.....	6
<b>3. 温室効果ガス総排出量の把握</b> .....	<b>7</b>
3.1 算定範囲及び算定方法（算定システム）.....	7
3.2 温室効果ガス排出量の算定.....	7
3.3 温室効果ガス総排出量の分析.....	11
<b>4. 温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標の検討</b> .....	<b>13</b>
4.1 目標設定の考え方.....	13
4.2 目標年度及び基準年度.....	13
4.3 温室効果ガスの削減目標.....	14
<b>5. 目標達成に向けた具体的な措置等の検討</b> .....	<b>16</b>
5.1 基本方針.....	16
5.2 目標達成に向けた取組の検討.....	16
<b>6. 実行計画の進捗管理</b> .....	<b>22</b>
6.1 推進体制.....	22
6.2 進捗管理.....	24
6.4 実施状況の公表.....	25
6.5 職員に対する研修・情報提供.....	25

## 資料編



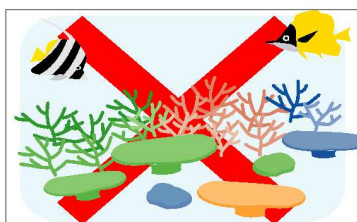
# 1. 計画の背景

## 1.1 地球温暖化のメカニズム

地球の気温は、太陽からのエネルギー（太陽光）と地球から宇宙空間へ放出されるエネルギー（主に赤外線）のバランスで、ほぼ一定（平均気温 14℃）に保たれています。

しかし、現在、人類が化石燃料を大量に消費していることなどが原因で大気中の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）などの温室効果ガスの濃度が上り、地表付近の大気の温度が上昇しています。これが「地球温暖化」と呼ばれる現象です。地球温暖化の進行は様々な影響を及ぼします（図 1-1 参照）。

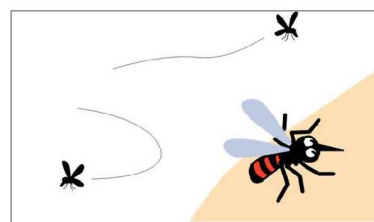
沖縄地方の年平均気温は、様々な変動を繰り返しながら上昇しています（図 1-2 参照）。



- 自然生態系の変化
- ・高水温によるサンゴの白化
- ・植物の開花時期の変化 等



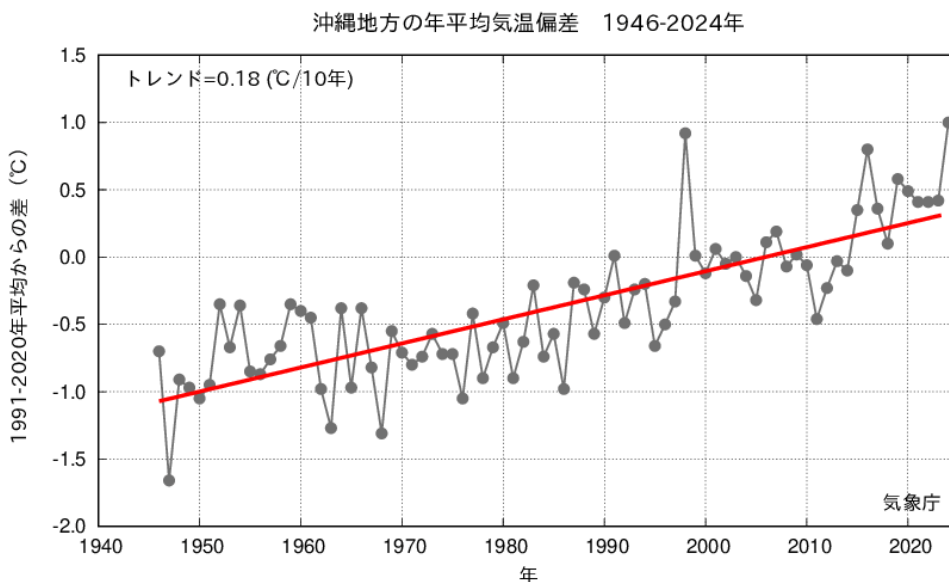
- 自然災害
- ・台風の強大化
- ・集中豪雨の増加 等



- 住民の健康への脅威
- ・熱帯地域の感染症媒介蚊の定着
- ・熱中症リスクの増加 等

出典：パンフレット「第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」 沖縄県 2023年

図 1-1 地球が温暖化するとどうなる？



出典：「沖縄地方の気候変動 沖縄地方のこれまでの気候の変化（観測結果）」沖縄気象台ウェブサイト

図 1-2 沖縄地方の年平均気温の経年変化（2024年まで）

## 1.2 地球温暖化の進行による影響

近年、豪雨や、猛暑など、極端な気象が増加する傾向にあります。気候変動及びその影響が全国各地で現れており、さらに、今後、長期にわたり拡大するおそれがあるとされています。

2021（令和3）年8月には、IPCC 第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような豪雨や、猛暑のリスクはさらに高まることが予測されており、地球温暖化への対応が求められています。

## 1.3 世界の動向

2015（平成27）年、フランス・パリにおいて、COP21 が行われ、全ての国が参加する温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。パリ協定においては、世界共通の長期目標として、産業革命前からの地球の平均気温上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求することなどが設定されました。その後、発効要件である締約国数55か国及びその排出量が世界全体の55%を満し、2016（平成28）年11月にパリ協定が発効しました。

2018（平成30）年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO<sub>2</sub> 排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

## 1.4 国内の動向

国は、2020（令和2）年10月、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言するとともに、翌2021（令和3）年4月に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013（平成25）年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく旨が公表されました。

その後、2021（令和3）年6月に国の地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定され、脱炭素化の基盤となる重点施策として、公共施設などにおける徹底した省エネと再エネ電気の調達や更新等を全国的に実施するといったこと等が位置付けられました。

2021（令和3）年10月には、地球温暖化対策計画が改定され、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として2030年度において、温室効果ガスを2013（平成25）年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標が示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

## SDGs（持続可能な開発目標）

現在の国際社会においては、「環境・経済・社会」が相互に関連して様々な課題を解決する「持続可能な開発目標」という考え方が共通の理念として定着しつつあります。

2015(平成27)年の国連サミットにおいて、持続可能な開発のための2030アジェンダが全会一致で採択されました。SDGsは、17のゴール（目標）とゴールごとに設定された合計169項目にも及び具体的な達成基準から構成され、気候変動などの環境問題を含む経済的・社会的課題の解決が重視されており、国や地域の枠を超えて、行政や企業等をはじめとする多様な主体によるパートナーシップに基づく取組が進められています。

この17のゴールのうち、少なくとも12のゴールが環境分野に関連しているとされ、持続可能な社会形成にあっては、環境が全ての根底にあり、その基盤上に社会経済活動が依存していると捉えることができます。特に、目標13では「気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策をとる」ことが掲げられており、また目標11では「都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする」ことが盛り込まれており、エネルギー消費量の多い都市部において、省エネルギーの推進や環境負荷の少ないエネルギーシステムの導入が重要となることが示されています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



出典：国際連合広報センターウェブサイト

## 2. 計画の基本的事項

### 2.1 計画の目的

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、本部町における温室効果ガス排出量の削減に向けた取組や削減目標等を検討し、「第2次本部町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）」を策定し、取組を推進していきます。

### 2.2 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は表 2-1 に示す部局等が行う施設の運営、管理及び事務の執行に関する範囲です。

表 2-1 計画の対象範囲

計 画 対 象 施 設		
庁舎	本庁舎	総務課 住民課 福祉課 子育て支援課 健康づくり推進課 企画商工観光課 建設課 農林水産課 上下水道課 議会事務局 教育委員会事務局
出先機関	子育て支援課	渡久地保育所
	健康づくり推進課	本部町葬斎場
	企画商工観光課	桜の森公園
	上下水道課	本部町水道管理センター 本部町浄化センター
	教育委員会事務局	学校給食センター 本部小学校 本部幼稚園 本部中学校 上本部学園 上本部中学校 上本部幼稚園 水納小中学校 瀬底小学校 瀬底幼稚園 伊豆味小中学校 伊豆味幼稚園 もとぶ文化交流センター

(注) 第1次計画で対象としていた「町営ホール」と「町営市場」は取り壊しの予定があることから対象外とした。

## 2.3 対象とする温室効果ガスの種類

地球温暖化対策推進法第2条3項には7種類の温室効果ガスが規定されています。そのうち、パーフルオロカーボン等の3種類については、本町の事務・事業における温室効果ガスに占める割合がわずかであることが想定されることから、排出量把握の対象から除外し、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）の4種類の温室効果ガスを対象物質とします。

表 2-2 地球温暖化対策推進法第2条3項に規定されている7種類の温室効果ガス

温室効果ガスの種類	主な発生源	地球温暖化係数 <sup>(注1)</sup>	日本の排出量割合(%) <sup>(注2)</sup>	本計画の対象物質
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> ) <sup>(注3)</sup>	化石燃料(石油、石炭、天然ガス等)の燃焼やセメント製造、生石灰製造などの工業プロセスから主に発生など	1	92.3	○
メタン(CH <sub>4</sub> )	稲作、家畜などの農業部門や廃棄物の埋立からの排出など	(~R4) 25 (R5~) 28	2.7	○
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	燃料の燃焼によるものや農業部門からの排出など	(~R4) 298 (R5~) 265	1.5	○
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや断熱発泡剤などに使用	(~R4) 1,430 (R5~) 1,400	3.0	○
パーフルオロカーボン(PFC)	半導体等製造や電子部品などの不活性液体などとして使用	(~R4) 7,390 など (R5~) 6,630 など	0.3	-
六フッ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造などに使用	(~R4) 22,800 (R5~) 23,500	0.2	-
三フッ化窒素(NF <sub>3</sub> )	半導体製造でエッチング液として使用	(~R4) 17,200 (R5~) 16,100	0.0	

(注1) 大気中に放出された単位重量の当該物質が地球温暖化に与える効果を、CO<sub>2</sub>を1として相対値として表したもの。

(注2) 2023年度の温室効果ガス排出量及び吸収量より作成。

出典：環境省 ウェブサイト

(<https://www.env.go.jp/content/000310243.pdf>)

(注3) 第1次実行計画では、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)のみ集計。

## 2.4 基準年度・計画期間

本計画の数値目標の基準年度は、2019(令和元)年度とします。

また、計画期間は、その翌年度の2026(令和8)年度から2035(令和17)年度までの10年間とします(表2-3参照)。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行います。

表 2-3 基準年度と計画期間

基準年度	2019(令和元)年度
計画の期間	2026(令和8)年度から2035(令和17)年度の10年間

## 2.5 計画の位置づけ

本計画は、温対法第21条第1項に規定される「地方公共団体実行計画」です。

また、本計画は「第4次本部町総合計画」の施策推進に関わる事務・事業と位置づけ、他関連計画と整合を図ります。

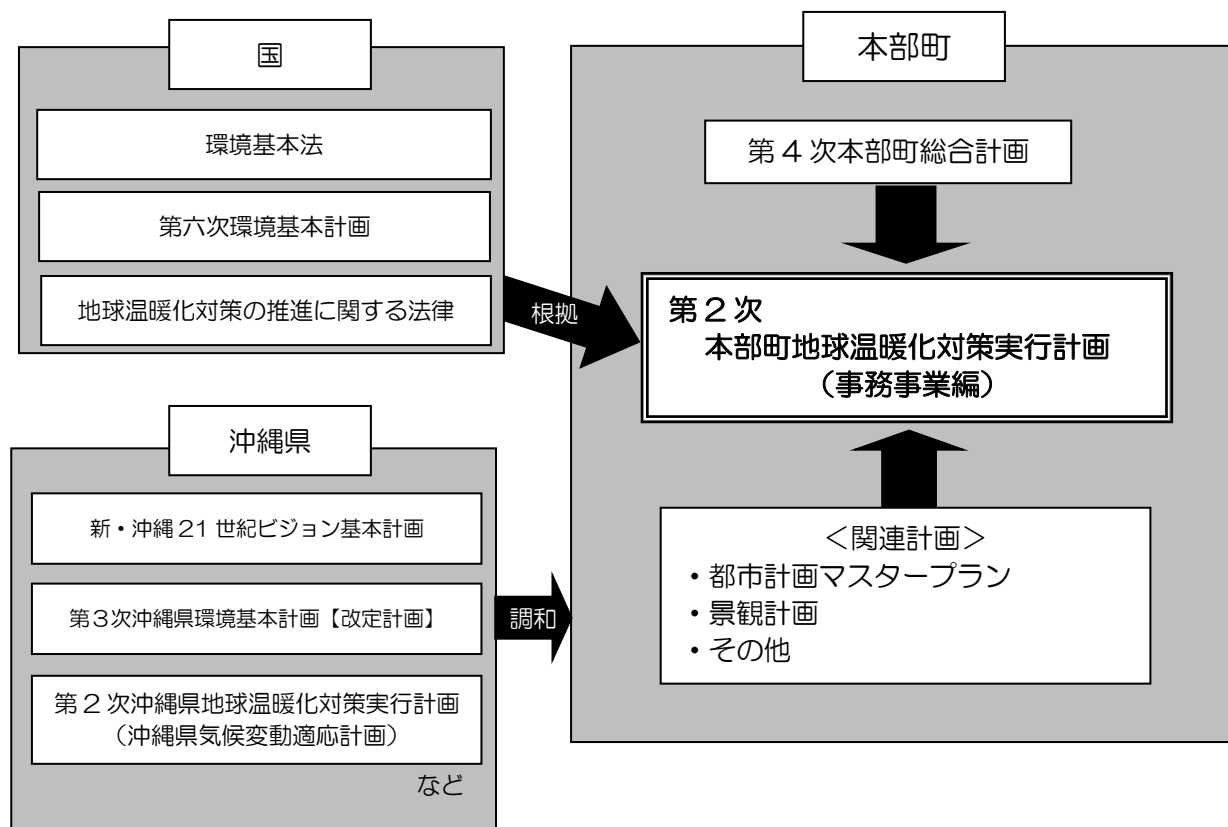


図 2-1 本計画の位置づけ

参考：「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

（中略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

### 3. 温室効果ガス総排出量の把握

#### 3.1 算定範囲及び算定方法（算定システム）

算定範囲は、本部町役場が行う全ての事務・事業を対象の範囲とします。

算定期間は、基準年度（2015年度）から最新年度（2023年度）とします。

#### 3.2 温室効果ガス排出量の算定

温室効果ガス排出量の算定方法は、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（令和7年3月 環境省）に基づき、1年間の活動量に温室効果ガス排出係数を乗じて排出量を算定しています。

算定方法は、マニュアルに準拠し、施設・車両の電気やガソリン等の使用量から、燃料種別、庁舎・機関別、担当課・施設別、温室効果ガス別の排出量を算定します。

##### （1）温室効果ガス総排出量

本町の事務・事業に伴い発生した温室効果ガス排出量は、2023（令和5）年度において2,370t-CO<sub>2</sub>となりました。

温室効果ガス種類別の排出量は、二酸化炭素が全体の2,356t-CO<sub>2</sub>（99.4%）と大部分を占めており、以下、メタンが4.3t-CO<sub>2</sub>（0.2%）、一酸化二窒素が8.6t-CO<sub>2</sub>（0.4%）、ハイドロフルオロカーボンが1.1t-CO<sub>2</sub>（0.05%）となっています。

表 3-1 温室効果ガス排出量（2023（令和5）年度）

温室効果ガス種類	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	排出割合 (%)
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	2,356	99.4%
メタン (CH <sub>4</sub> )	4.3	0.2%
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	8.6	0.4%
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	1.1	0.05%
合計	2,370	100.0%

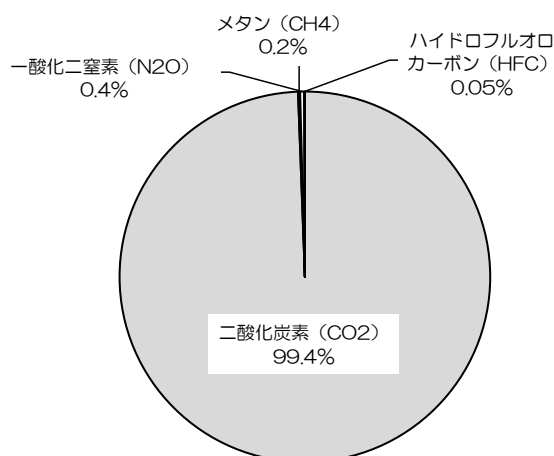


図 3-1 温室効果ガス排出割合（2023（令和5）年度）

(2) 燃料種別の排出量

温室効果ガス排出量の99.4%を占める二酸化炭素を燃料種別にみると、電気が2,125t-CO<sub>2</sub> (90.2%)と最も大きく、次いで、ガソリンが80t-CO<sub>2</sub> (3.4%)、軽油が68t-CO<sub>2</sub> (2.9%)となっています。

表 3-2 燃料種別二酸化炭素排出量

二酸化炭素発生源		活動量 (使用量)	単位	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	排出割合 (%)
電気使用		3,062	kWh	2,125	90.2%
使 燃 用 料	ガソリン	34	L	80	3.4%
	軽油	26	L	68	2.9%
	灯油	23	L	58	2.5%
	A重油	1	L	2.9	0.1%
	LPG	4	m <sup>3</sup>	23	1.0%
合計		-	-	2,356	100.0%

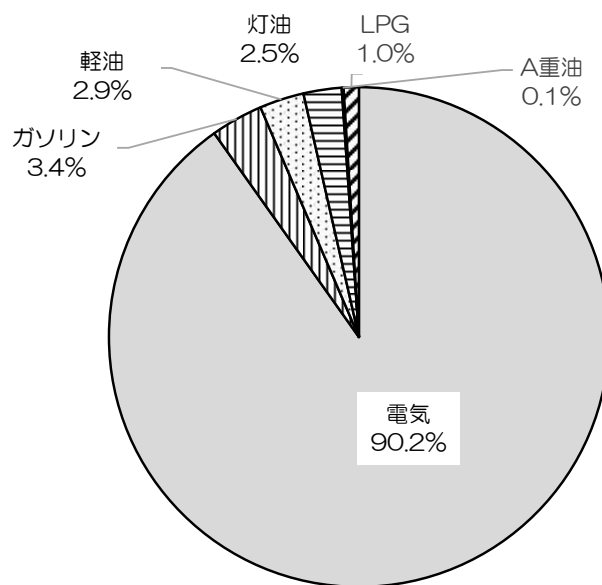


図 3-2 燃料種別二酸化炭素排出量

(3) 庁舎・機関別の排出量

庁舎・機関別の温室効果ガス排出量は、上下水道課出先機関が 1,198t-CO<sub>2</sub> (50.5%) と最も大きく、次いで、教育委員会出先機関が 660t-CO<sub>2</sub> (27.8%)、総務課 (本庁舎) が 433t-CO<sub>2</sub> (18.3%) となっています。

表 3-3 庁舎・機関別の温室効果ガス排出量

計画対象施設	二酸化炭素 (t-CO <sub>2</sub> )	排出割合 (%)
総務課 (本庁舎)	433	18.3%
子育て支援課出先機関	30	1.3%
健康づくり推進課出先機関	49	2.1%
企画商工観光課出先機関	0	0.0%
上下水道課出先機関	1,198	50.5%
教育委員会出先機関	660	27.8%
合計	2,370	100.0%

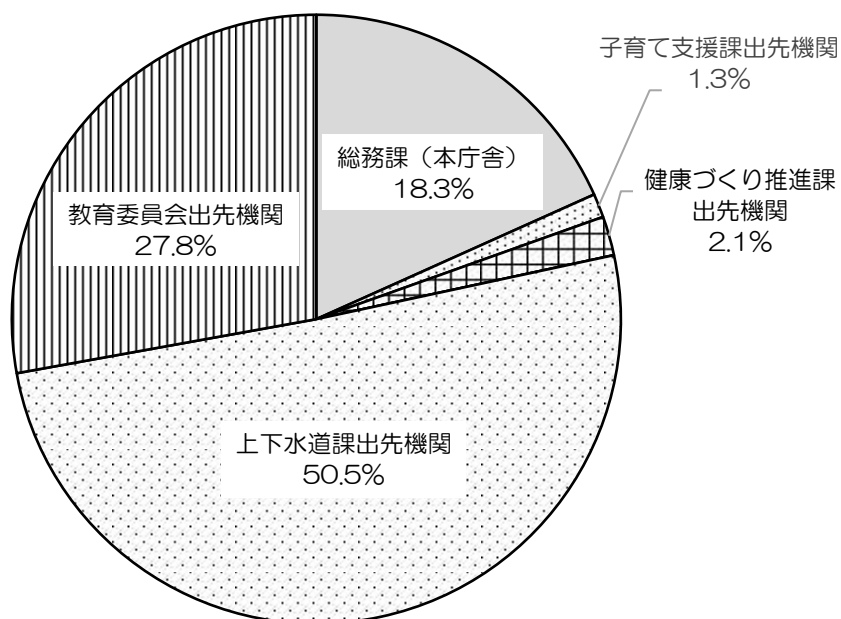


図 3-3 庁舎・機関別の温室効果ガス排出量

(4) 担当課・施設別の排出量

担当課・施設別の温室効果ガス排出量は、本部町浄化センターが777t-CO<sub>2</sub>（32.8%）と最も大きく、次いで、本部町水道管理センターが421t-CO<sub>2</sub>（17.8%）、総務課（本庁舎）が271t-CO<sub>2</sub>（11.4%）となっています。

表 3-4 担当課・施設別の温室効果ガス排出量

庁舎・機関	担当課・施設名	CO2	CH4	N2O	HFC	t-CO2	小計		比率 %	
		(t-CO2)	(t-CO2)	(t-CO2)	(t-CO2)		課別	機関別		
庁舎	総務課	270	0.0	0.1	0.1	271	271	433	11.4%	
	住民課	0.9	0.0	0.1	0.0	1.0	1.0		0.04%	
	福祉課	3.8	0.0	0.2	0.1	4.1	4.1		0.2%	
	子育て支援課	1.2	0.0	0.1	0.0	1.3	1.3		0.1%	
	健康づくり推進課	62	0.2	3.0	0.2	66	66		2.8%	
	企画商工観光課	28	0.0	0.4	0.0	28	28		1.2%	
	建設課	24	0.1	1.5	0.1	26	26		1.1%	
	農林水産課	6.3	0.1	0.5	0.1	6.9	6.9		0.3%	
	上下水道課	4.6	0.0	0.3	0.1	5.0	5.0		0.2%	
	議会事務局	1.4	0.0	0.0	0.0	1.4	1.4		0.1%	
	教育委員会事務局	22	0.1	1.1	0.2	23	23.1		1.0%	
	出先機関	子育て支援課	30	0.0	0.0	0.0	30		30	1,198
健康づくり推進課		49	0.0	0.0	0.0	49	49	2.1%		
企画商工観光課		0.02	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.001%		
上下水道課		本部町水道管理センター	421	0.0	0.0	0.0	421	777	17.8%	
		本部町浄化センター	773	3.7	0.9	0.0	777		32.8%	
教育委員会事務局		学校給食センター	89	0.0	0.3	0.1	89	660	3.8%	
		本部小学校	146	0.0	0.0	0.0	146		6.1%	
		本部幼稚園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0%	
		本部中学校	148	0.0	0.0	0.0	148		6.3%	
		上本部学園	142	0.0	0.0	0.0	142		6.0%	
		上本部幼稚園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0%	
		水納小中学校	1.4	0.0	0.0	0.0	1.4		0.1%	
		瀬底小学校	70	0.0	0.0	0.0	70		3.0%	
		瀬底幼稚園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0%	
		伊豆味小中学校	63	0.0	0.0	0.0	63		2.7%	
伊豆味幼稚園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%				
もとぶ文化交流センター	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	660	0.0%			
合計	2,356	4.3	8.6	1.1	2,370	2,370	2,370	100.0%		
比率	99.4%	0.2%	0.4%	0.05%	100.0%	100.0%	100.0%	-		

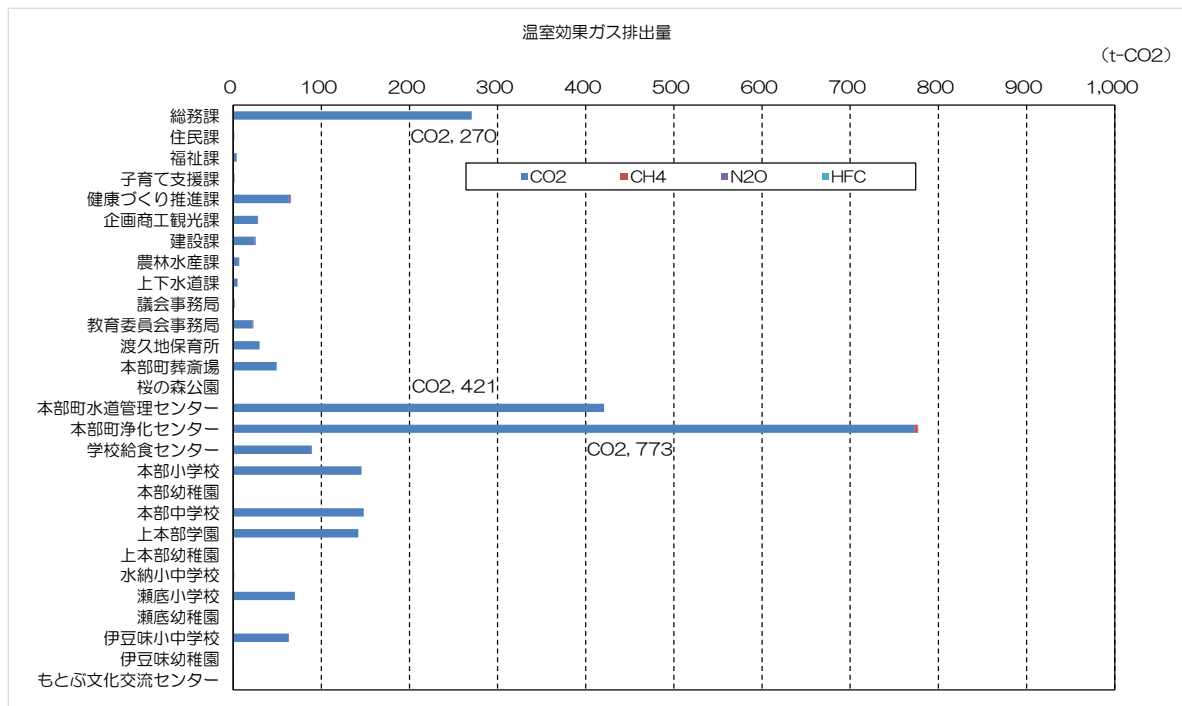


図 3-4 担当課・施設別の温室効果ガス排出量

### 3.3 温室効果ガス総排出量の分析

#### (1) 温室効果ガス総排出量の推移

基準年度（2015（平成 27）年度）における総排出量 2,285t-CO<sub>2</sub>と比較すると、2023（令和 5）年度は 2,370t-CO<sub>2</sub>となり、85t-CO<sub>2</sub>（3.7%）増加した。

本町における温室効果ガス総排出量は、増加傾向にありましたが、2023（令和 5）年度は減少しました。

表 3-5 温室効果ガス総排出量の推移

種類	基準年度									現況年度		単位：t-CO <sub>2</sub>	
	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	基準年度比 増減	基準年度比 増減率	前年度比 増減	前年度比 増減率
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	2,271	2,123	2,200	2,312	2,371	2,343	2,694	2,793	2,356	85	3.8%	-437	-15.6%
メタン (CH <sub>4</sub> )	3.6	4.5	5.0	4.7	4.6	4.0	3.8	3.9	4.3	0.7	19.2%	0.3	8.5%
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	9.5	8.7	9.4	9.9	10.3	9.4	9.1	11.5	8.6	-0.9	-9.7%	-2.9	-25.4%
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	-0.01	-1.1%	0.0	0.0%
合 計	2,285	2,137	2,216	2,328	2,387	2,358	2,708	2,809	2,370	85	3.7%	-439	-15.6%
2015年度比	100.0%	93.5%	97.0%	101.9%	104.5%	103.2%	118.5%	122.9%	103.7%				
前年度からの伸び率 (%)	0.0%	-6.5%	3.7%	5.1%	2.5%	-1.2%	14.9%	3.7%	-15.6%				

※四捨五入表記の関係で、合計値が必ずしも一致しないことがある。

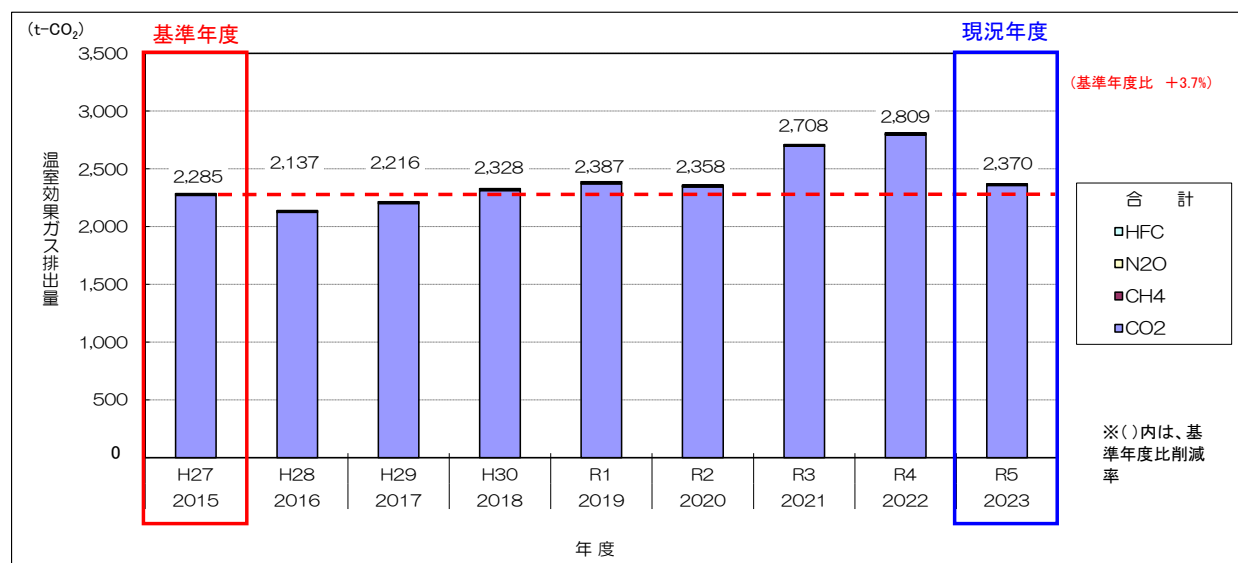


図 3-5 温室効果ガス総排出量の推移

## (2) 担当課・施設別の温室効果ガス排出量の推移

担当課・施設別の温室効果ガス排出量の推移をみると、本部町浄化センターは2016（平成28）年度に減少したものの、2021（令和3）年度に増加し、その後は概ね横ばいで推移しています。また、本部町水道管理センターは2017（平成29）年度から増加傾向となり、2020（令和2）年度に減少し、その後は横ばいで推移しています。

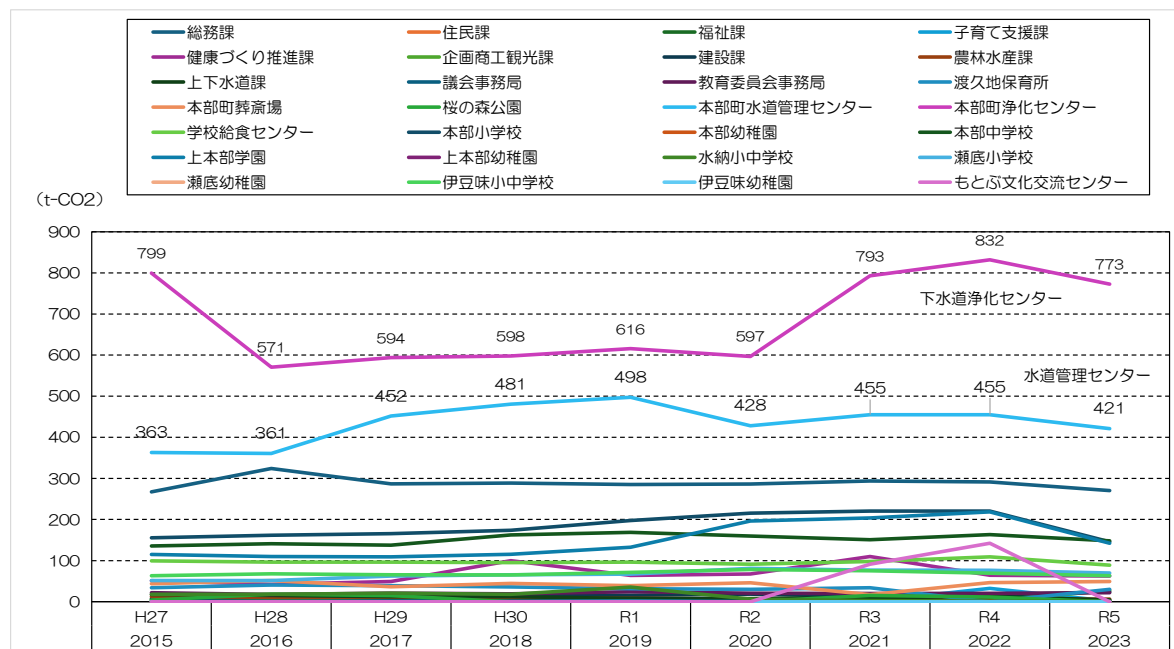


図 3-6 担当課・施設別の温室効果ガス排出量の推移

## (3) 第 1 次実行計画の目標達成状況

本町の事務・事業にかかる温室効果ガス排出量は、2023（令和5）年度において2,370t-CO<sub>2</sub>となり、基準年度の2015（平成27）年度における2,285t-CO<sub>2</sub>に対して、85t-CO<sub>2</sub>（3.7%）増加しており、現状では削減目標（5.5%削減）の達成には至っていません。

表3-7 第1次実行計画の目標達成状況

単位：t-CO<sub>2</sub>

項目	基準年度	現況年度	削減目標	判定
	2015 (H27)	2023 (R5)	2025 (R7)	
温室効果ガス排出量	2,285	2,370	2,159	未達成
基準年度からの削減量		+85	-126	
基準年度からの削減率		+3.7%	-5.5%	

## 4. 温室効果ガス総排出量に関する数量的な目標の検討

### 4.1 目標設定の考え方

国は、2020（令和2）年10月、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言するとともに、翌2021（令和3）年4月に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013（平成25）年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく旨が公表されました。

その後、2021（令和3）年6月に国の地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定され、脱炭素化の基盤となる重点施策として、公共施設などにおける徹底した省エネと再エネ電気の調達や更新等を全国的に実施するといったこと等が位置付けられました。

2021（令和3）年10月には、地球温暖化対策計画が改定され、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として2030年度において、温室効果ガスを2013（平成25）年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標が示され、2030（令和12）年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

これらのことを踏まえて、国の温室効果ガス削減目標を考慮しつつ、本町の特性に応じた効果的な排出抑制に向けた取り組みの推進が必要と考えます。

### 4.2 目標年度及び基準年度

基準年度は、2015年度以降の新施設建設や統廃合等を考慮し、2019（令和元）年度とします。

目標年度は、計画期間の最終年度の2035（令和17）年度としますが、中間年度として国の「地球温暖化対策実行計画」に倣い、2030（令和12）年度も設定します。

表 4-1 基準年度と計画期間

基準年度	2019（令和元）年度
目標年度	中間年度：2030（令和12）年度 最終年度：2035（令和17）年度

### 4.3 温室効果ガスの削減目標

本計画では、本町の事務・事業にかかる温室効果ガス排出量について、基準年度（2019（令和元）年度）比で、2030（令和12）年度までに32%削減することを中間目標としたうえで、最終目標年度である2035（令和17年度）までに47%削減することを目標と定めます（表4-2及び図4-1参照）。

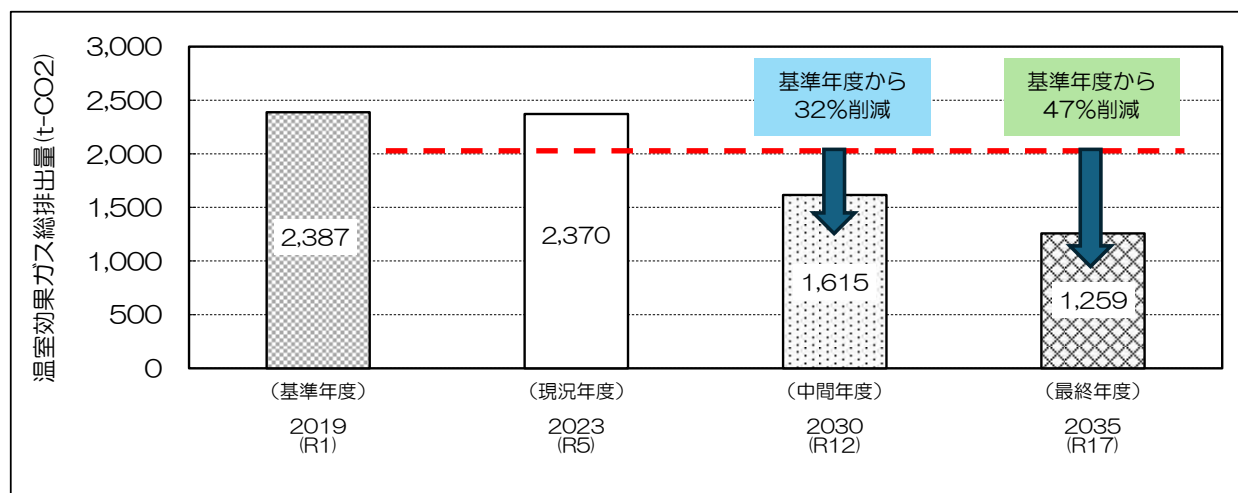
**目 標**

温室効果ガス総排出量について、2019（令和元）年度比で2030（令和12）年度までに**32%削減**し、2035（令和17）年度までに**47%削減**します。

表 4-2 温室効果ガス総排出量の削減目標

単位：t-CO<sub>2</sub>

取組	基準年度	目標年度			
		中間年度		最終年度	
	2019 (令和元)	目標値	2030 (令和12)	目標値	2035 (令和17)
温室効果ガス総排出量	2,387	△32%	1,615	△47%	1,259



※2035（令和17）年度の目標値は、国の2050年カーボンニュートラルを考慮して算出。

図 4-1 温室効果ガス総排出量の削減目標

表 4-3 担当課・施設別の温室効果ガス総排出量の削減目標

単位：t-CO<sub>2</sub>

庁舎	庁舎・機関	2019 (R1)	2023 (R5) (現況年度)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)		2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	
										7年目	(現況年度から の削減率)					12年目	(現況年度から の削減率)
庁舎	本庁舎	285.5	270.6	265.7	251.7	237.9	224.1	249.3	196.6	182.9	32.4%	173.9	164.9	156.0	147.1	138.1	49.0%
		1.0	1.0	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	9.3%	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	9.3%
		5.8	4.1	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	9.3%	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	9.3%
		0.0	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	8.8%	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	8.8%
		68.2	65.7	59.5	59.5	59.5	59.5	59.5	59.5	59.5	9.5%	59.5	59.5	59.5	59.5	59.5	9.5%
		7.5	28.2	27.4	26.1	24.9	23.7	22.0	21.3	20.1	28.8%	19.3	18.5	17.7	16.9	16.1	42.7%
		16.9	25.9	24.3	24.3	24.3	24.3	24.3	24.3	24.3	6.1%	24.3	24.3	24.3	24.3	24.3	6.1%
		8.8	6.9	6.4	6.3	6.3	6.3	6.3	6.2	6.2	10.9%	6.2	6.1	6.1	6.1	6.1	12.4%
		8.5	5.0	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	9.3%	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	9.3%
		2.1	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	9.7%	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	9.7%
		25.8	23.1	20.9	20.9	20.9	20.9	20.9	20.9	20.9	9.4%	20.9	20.9	20.9	20.9	20.9	9.4%
		31.4	30.0	29.5	28.2	26.9	25.5	23.6	22.9	21.5	28.1%	20.7	19.8	18.9	18.1	17.2	42.5%
		39.0	49.2	49.1	48.7	48.3	47.8	47.2	47.0	46.5	5.5%	46.3	46.0	45.7	45.4	45.2	8.3%
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%
		497.5	420.7	463.7	440.1	415.9	391.5	356.4	341.6	316.4	24.8%	299.4	282.2	265.0	247.7	230.3	45.3%
		621.2	777.1	764.2	723.7	683.4	643.2	586.7	563.4	523.6	32.6%	497.5	471.5	445.5	419.6	393.6	49.4%
	教育委員会事務局	学校給食センター	96.7	89.4	79.7	77.7	75.7	73.7	70.9	69.7	67.7	24.2%	66.5	65.2	63.9	62.6	61.3
本部小学校		197.4	145.6	117.5	111.2	104.9	98.7	89.9	86.2	80.1	45.0%	76.0	72.0	67.9	63.9	59.8	58.9%
本部幼稚園		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%
本部中学校		168.6	148.2	119.5	113.1	106.7	100.4	91.4	87.7	81.4	45.0%	77.3	73.2	69.1	65.0	60.8	58.9%
上本部学園		132.1	142.1	114.6	108.5	102.4	96.3	87.7	84.1	78.1	45.1%	74.1	70.2	66.2	62.3	58.3	59.0%
上本部幼稚園		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%
水納小中学校		35.1	1.4	1.1	1.1	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8	45.1%	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	59.0%
瀬底小学校		66.9	69.9	56.4	53.4	50.4	47.4	43.1	41.4	38.4	45.1%	36.5	34.5	32.6	30.6	28.7	59.0%
瀬底幼稚園		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%
伊豆味小中学校		71.0	63.2	51.0	48.3	45.6	42.9	39.0	37.5	34.8	44.9%	33.0	31.3	29.5	27.8	26.0	58.8%
伊豆味幼稚園		0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%
ちとせ文化交流センター	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%	
合計	2,387	2,370	2,262	2,154	2,047	1,939	1,831	1,723	1,615	31.9%	1,544	1,473	1,401	1,330	1,259	46.9%	
	—	0.7%	5.2%	9.8%	14.3%	18.8%	23.3%	27.8%	32.4%	35.3%	38.3%	41.3%	44.3%	47.3%			

## 5. 目標達成に向けた具体的な措置等の検討

### 5.1 基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量とガソリン・軽油・灯油などの燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

### 5.2 目標達成に向けた取組の検討

本計画の目標を達成するためには、町民サービスの向上と省エネルギーの一層の推進等を両立させながら、様々な取り組みを推進する必要があります。それらを踏まえ、以下に挙げる取り組みについて、積極的に推進します。

#### (1) 日常の事務及び事業などに関する取組

##### ① 省エネルギーの推進

消灯の徹底	○作業環境に適した照度を計測し照明の間引きを検討 ○昼休み、退庁時等の不要な照明の消灯の励行 ○更衣室、書庫、会議室や給湯室などの照明のこまめな消灯の励行
OA機器	○エネルギー省エネ効率の高い電気機器の購入 ○使用しない OA 機器（パソコン、プリンターなど）等の電源をこまめに切る ○最終退庁者は、OA 機器等の電源が切れていることを確認 ○パソコンモニターの輝度を 40%程度で使用
空調設備	○冷房温度は 27 度を目安に温度設定の励行 ○冷房や暖房の効果を高めるため、カーテンやブラインドの有効活用 ○エアコンフィルターの定期的な清掃 ○風通しが良い日は、自然風を利用 ○夏季における衣服の軽装化（クールビズ）の実践 ○扇風機の併用によって空気の循環を図り、冷房の効率を高める
その他の電気使用	○LED 照明など、エネルギー効率の高い電気機器の購入 ○残業時におけるスポットライト照明（LED）の利用促進 ○電気製品の待機時消費電力の削減（節電タップの購入） ○電気機器の周辺にできるだけ物を置かないように工夫するなどの熱がこもらない空間づくりの励行 ○支障のない範囲でエレベーター運転の一部停止の検討 ○エレベーターをできるだけ使用せずに階段を利用 ○給湯器の適正な管理 ○冷蔵庫の適正使用（大量の保管や長期保管等の制限） ○トイレには人感センサーの設置を検討 ○ノー残業デーの実施

② 廃棄物減量化、リサイクルの推進

ごみの減量 (リデュース)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボールペンは、芯の交換ができるものを使用</li> <li>○使い捨て製品の使用や購入を抑制し、資源を有効に活用</li> <li>○3M運動（マイバッグ・マイ箸・マイボトル）の推進</li> <li>○物品等の納入時における過剰包装の削減を推進</li> <li>○茶殻等生ごみの水切りを徹底</li> <li>○食品ロス削減の普及</li> </ul>
再使用、再利用 (リユース)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○備品等は、修繕などにより極力、長期間使用</li> <li>○ファイルやフォルダを繰り返し使用</li> <li>○使用済み封筒の再利用</li> <li>○裏面利用可能な紙は、事務連絡や通知用又は FAX やメモ用紙に再利用</li> </ul>
リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>○再生紙などの再生品の活用</li> <li>○新聞、雑誌、ダンボール、雑がみなどの古紙分別を徹底</li> <li>○資源ごみ（ビン類、缶類、プラスチック類、ペットボトル）の分別を徹底</li> <li>○イベント会場では、ごみを分別回収する</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみ減量・リサイクルの施策を推進するための「一般廃棄物処理基本計画」を策定</li> </ul>

(コラム) 蛍光灯からLEDへ

蛍光灯（蛍光灯）は、1950年代から普及してきました。しかしながら、蛍光灯には水銀を含むガスが充填されていることから、2023年に開催された「水銀に関する水俣条約（第5回締約国会議）」において、2027年までに段階的に一般照明用の蛍光灯の生産が禁止されることが国際的に合意されました。我が国では、2024年の水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の改正により、2026年1月以降、種類ごとに段階的に生産が禁止されることとなりました。

蛍光灯に代わり、水銀が使用されないLEDへの転換が促進されています。LEDは白熱電球や蛍光灯に比べ寿命が長いという特徴とともに、少ない電力で蛍光灯と同等の明るさを出せることから、消費電力を抑えられ、家計の節約になります。

家庭やオフィス、工場など使用している  
一般照明用の**蛍光灯**は  
2027年末までに**製造・輸出入禁止**  
になります

蛍光灯の種類	製造・輸出入禁止の開始日
電球形蛍光灯	2026年1月1日
コンパクト形蛍光灯	2027年1月1日
直管形蛍光灯	2028年1月1日
環形蛍光灯	2028年1月1日

※1 電球形蛍光灯は規格「蛍光灯」(管状型)とも呼ばれます。  
※2 電球形蛍光灯のうち30Wを超えるものは2027年1月1日から禁止されます。  
直管形蛍光灯及び環形蛍光灯のうち、ハロゲン銀塩を主成分とする蛍光灯を用いたものは、2027年1月1日から禁止されます。

蛍光灯からLED照明への計画的な交換をお願いします

製造・輸出入禁止の事業者  
三洋電機株式会社  
東芝ライティング株式会社  
パナソニック株式会社  
日立照明株式会社  
東芝ライティング株式会社  
パナソニック株式会社  
日立照明株式会社

蛍光灯の設置は「E」か「EF」で記述のものが多いです  
(※例外製品などでは異なる場合があります)。  
蛍光灯がつかないから古い電球は、  
蛍光灯の販売店またはメーカーにお問い合わせください。

△ 蛍光灯の使用・販売・購入は禁止されません。  
△ 廃棄方法について  
☑ **家庭の場合** お住まいの自治体のルールに従って分別・排出してください。  
☑ **オフィス、工場の場合** 廃棄物処理法などの関係法令に従って適正に処理をしてください。

環境省  
Ministry of the Environment  
環境省 蛍光灯ランプ 禁止 検索

出典：環境省

③ グリーン購入の推進

グリーン購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○グリーンマーク商品等環境配慮商品の優先的な購入</li> <li>○再生紙が使用されているトイレットペーパーの購入</li> <li>○古紙配合率が高く、白色度の低い紙の購入</li> <li>○間伐材等を使用した木材製品の購入</li> </ul>
--------	---

④ 省資源の推進

節水	<ul style="list-style-type: none"> <li>○節水機器の導入の検討</li> <li>○水使用量の把握と節水の励行の周知徹底</li> <li>○ポットの残り湯を洗い物等に使う等、水の有効利用</li> <li>○雨水タンク等の保守管理の徹底</li> <li>○水道水圧の調整等、水の使用削減の努力</li> <li>○水漏れ点検の徹底</li> <li>○配水管等からの漏水対策の推進</li> <li>○トイレに流水音発生器の設置を検討</li> </ul>
公用車	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電動車（ハイブリッド車、電気自動車など）の導入</li> <li>○公用車を利用する際、使用者同士で目的、方向、時間帯を調整し、できる限り相乗りを実践</li> <li>○エコドライブの実践</li> <li>○タイヤ空気圧の調整や点検整備の励行</li> <li>○公共交通機関の積極的な利用</li> <li>○ノーマイカーデーの推進</li> <li>○駐・停車時のアイドリングストップの実践</li> <li>○カーエアコンの利用抑制</li> <li>○不必要な荷物は積まない</li> <li>○近距離の場合、できるだけ徒歩や自転車を利用</li> </ul>
紙類の使用量	<ul style="list-style-type: none"> <li>○古紙配合率の高いコピー用紙の購入</li> <li>○用紙類の使用量の削減（両面コピー、両面印刷の徹底・裏面使用可能な紙の利用）</li> <li>○資料の共有化を図り、個人持ち資料の減量化の励行</li> <li>○会議資料の回覧方式化やペーパーレス化の検討</li> <li>○印刷する冊子やパンフレットなどの適正な部数作成の励行</li> <li>○資料の配布や閲覧は、PDF等の電子データを使用</li> <li>○庁内 LAN や電子メールを有効活用（電子決済等）</li> <li>○FAX 送付状の省略化の励行</li> </ul>

⑤ 緑化の推進

緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○屋上緑化・壁面緑化（緑のカーテン）の推進</li> <li>○街路樹や植込み等の適切な選定、維持管理</li> </ul>
----	---

(2) 建築物や施設の設備などに関する取組

① 施設管理における配慮

省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境配慮型施設（グリーン庁舎）の整備</li> <li>○温室効果ガスの排出の少ない省エネルギー型の機器・設備の導入の推進</li> <li>○既存の公共施設及び防犯灯・街路灯の高効率照明（LED 照明）等への切替え及び新設する公共施設等においても高効率照明等の導入</li> <li>○IT 機器の外部サーバーファーム利用やクラウドサービス利用の検討</li> <li>○人体感知センサー付き照明設備や照明の明るさ調整装置の導入促進</li> <li>○ビルのエネルギー管理システム（BEMS）の導入の検討</li> <li>○水道施設のポンプ制御の適正化、高効率設備の導入、漏水対策の推進</li> <li>○省エネルギー診断や ESCO 事業の活用を検討</li> </ul>
再生可能エネルギーの利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設への太陽光発電やペロブスカイト太陽電池、風力発電設備等の導入の検討</li> <li>○水道施設における小水力発電設備の導入の検討</li> <li>○バイオ燃料利活用の検討</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然光の有効利用</li> <li>○保水性舗装や高反射率塗装など、敷地や建物の被覆対策の検討</li> <li>○施設への遮熱効果の高いガラスフィルムやブラインド、高遮熱塗装等の設置</li> <li>○雨水等の有効利用の検討</li> </ul>

(コラム) 具体的な取組み例（設備更新等）による温室効果ガス削減量

40W2灯型の蛍光灯1台をLEDタイプ（25W）へ更新した場合

※1日8時間（年間240日）稼働した場合

蛍光灯の年間使用電力量： $40.0 \times 2 \text{ (W)} \times 1 \text{ (台)} \times 1,920 \text{ (時間/年)} = 153.6 \text{ (kWh)}$

LED型蛍光灯の年間使用電力量： $25.0 \text{ (W)} \times 1 \text{ (台)} \times 1,920 \text{ (時間/年)} = 48.0 \text{ (kWh)}$

削減電力量： $153.6 \text{ (kWh)} - 48.0 \text{ (kWh)} = 105.6 \text{ (kWh)}$

温室効果ガス削減量（1年間あたり）： $105.6 \text{ (kWh)} \times 0.694 \text{ (kg-CO}_2\text{/kWh)} = 73.3 \text{ (kg-CO}_2\text{)}$

② 公共工事に関する配慮

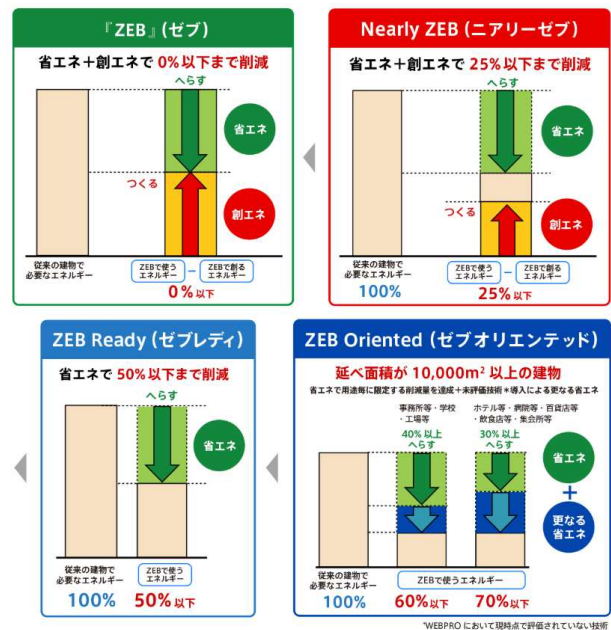
環境配慮型の事業実施	<p>○本町発注の公共工事について、契約の相手方に対し関連する目的・目標、その他環境に配慮する事項等を伝達</p> <p>○施設の建築、改修時における ZEB 基準や省エネ基準への適合を考慮した断熱性能が高い構造・素材の使用を検討</p> <p>○低公害型の建設機器及び車両を使用することを要請</p> <p>○コンクリート廃材等の建設副産物のリサイクルを推進</p> <p>○再生資材使用量の拡大</p>
------------	---

(コラム) ZEBとは

Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の総称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることをめざした建物のことです。

建物の中では人が活動しているため、エネルギー消費量を完全にゼロにすることはできませんが、省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味(ネット)でゼロにすることができます。

建物のエネルギー消費量をゼロにするには、大幅な省エネルギーと、大量の総エネルギーが必要です。そこで、エネルギーの達成状況に応じて、4段階のZEBシリーズ(ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented)が定義されています。



出典：ZEB PORTAL (環境省)

(3) 来庁者への協力依頼等に関する取組

協力依頼	○車両のアイドリングストップについて協力を要請 ○健康のためにできるだけエレベーターの使用を控え、階段を利用するように協力を要請 ○廃棄物の分別について協力を要請
その他	○本計画の取組みについて市民に周知 ○小・中学校における環境教育の推進

(4) その他

その他	○毎年のエネルギー使用量等を把握し、職員へ公開・周知することにより意識啓発に努める ○職員 1 人ひとりが、職場、地域等で環境に配慮できる情報を積極的に伝える ○職員の環境保全の意識向上を図るため、可能な限り庁内研修時に環境関連テーマを取り入れる ○環境に関する研修、シンポジウム、講演会等への職員の積極的な参加を呼びかける ○新聞やニュースなどを通じて環境に関する知識を増やすよう心がける ○職場以外においても、環境に配慮した生活を心がけ、住んでいる地域や地球環境を良くするための取組み（清掃活動など）を行う ○環境保全活動への参加を希望する職員に対し、ボランティアに参加しやすい環境作りに努める
-----	---

## 6. 実行計画の進捗管理

### 6.1 推進体制

地球温暖化対策を推進するためには、各職場における職員一人ひとりが、日々の事務・事業の中で本計画に掲げる取り組みを主体的、かつ積極的に実践するとともに、本町としても総合的かつ計画的に事務・事業に係る二酸化炭素の削減に組織的に取り組む必要があります。

本計画においては、進行管理及び見直しを行う庶務（事務局）を「総務課」に置き、各課と連携し計画の着実な推進と進行管理を行います。

また、各課に推進担当者を1名置き、庶務への二酸化炭素排出量等に関する報告を行うとともに、各課での二酸化炭素削減への取り組みの普及に努めます。

本計画の推進体制を図表6-1に示します。

「地球温暖化対策実行計画（見直し）及び推進委員会」「作業部会」「庶務」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行います。

#### （1）地球温暖化対策実行計画（見直し）及び推進会議

委員長は副町長、副委員長は教育長とし、各課（局）長等の構成員をもって組織し、計画の見直し及び計画の推進点検を行います。

#### （2）作業部会、推進員

部会長は総務課長、副部会長は健康づくり推進課長とし、各課（局）1名の職員を「推進員」（作業部会員を兼任）として置きます。「推進員」は計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、庶務と点検し、計画の総合的な推進を図ります。

#### （3）庶務

庶務を「総務課」に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

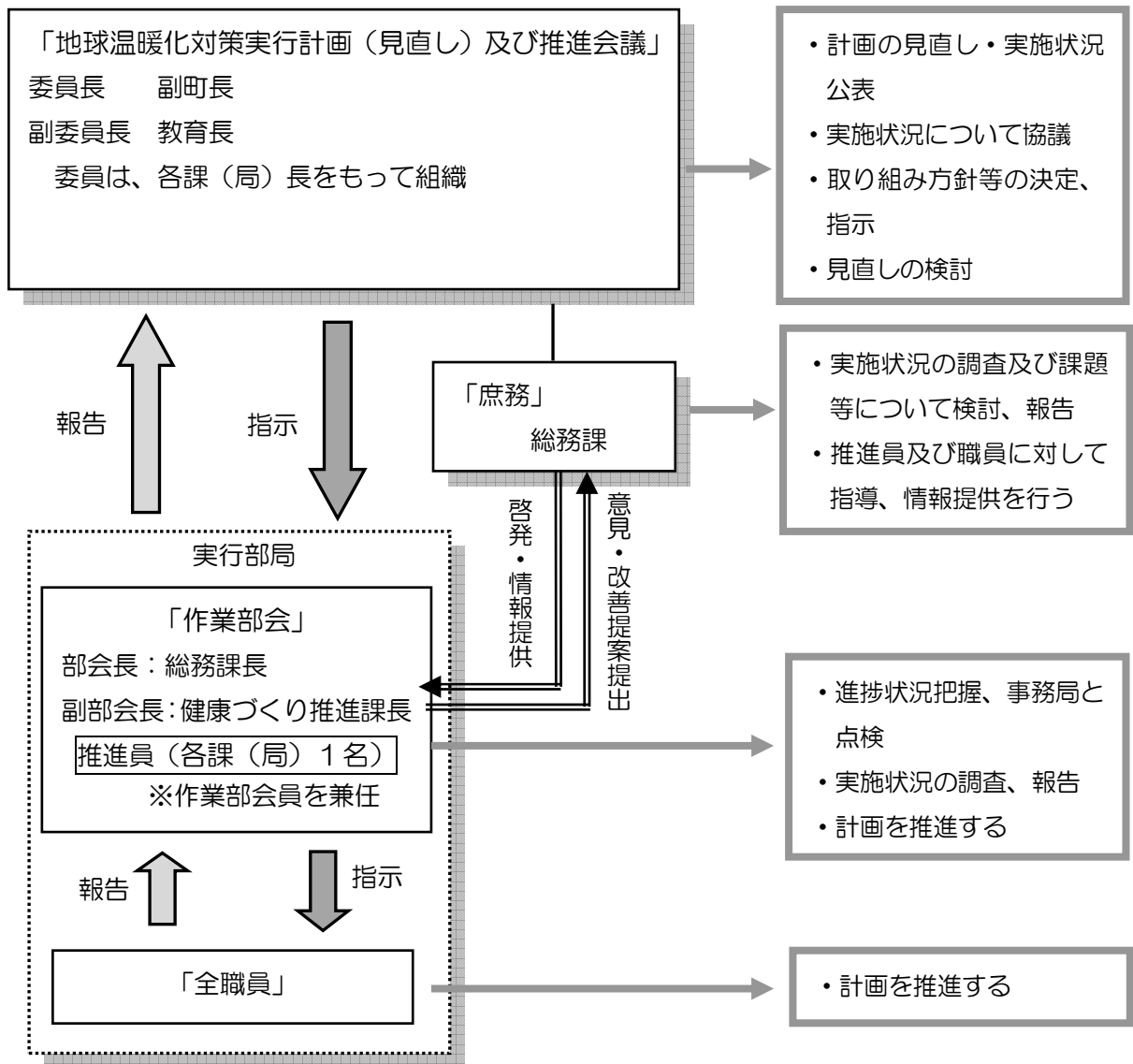


図 6-1 本計画の推進体制

## 6.2 進捗管理

本計画をより効果的に推進するために職員の取り組み結果を定期的に点検、評価し、必要に応じて取り組み内容や取り組み方法の見直しを図る必要があります。

そのため、図 6-2 に示す PDCA に Goal（ゴール設定（目標明確化））を設定した「GPDCA」サイクルにより進捗管理を推進し、目標達成に必要な措置及び対策を講じます。

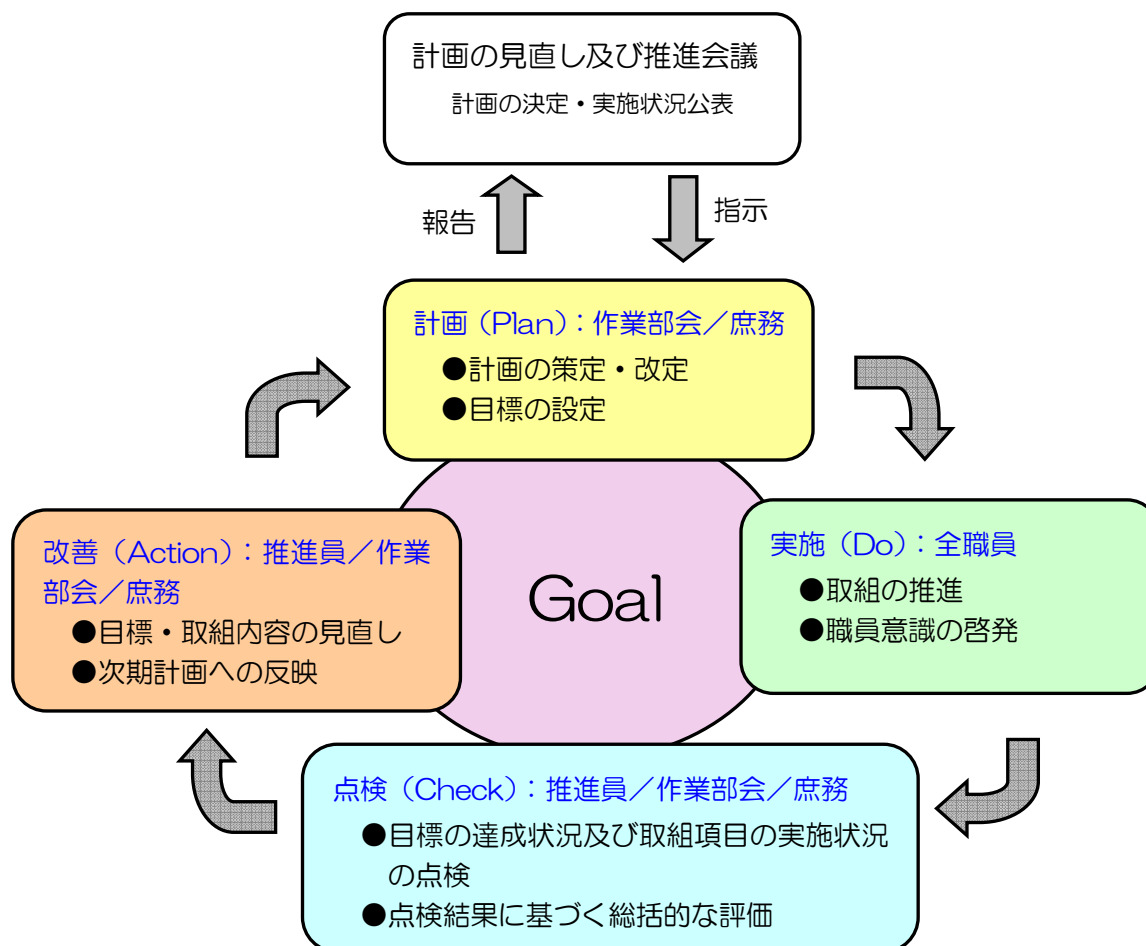


図 6-2 GPDCA サイクル

表 6-1 GPDCA サイクル

段 階	主 体	内 容
計画 (Plan)	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の見直し及び推進会議</li> <li>作業部会</li> <li>庶務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>推進会議において、計画の決定及び変更を行い、作業部会に対して実行の指示を行います。</li> <li>作業部会において取り組みの見直し策を検討し、推進会議に提案します。</li> </ul>
実施 (Do)	<ul style="list-style-type: none"> <li>全職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標達成に向かって創意工夫をこらし、自主的、積極的に行動します。</li> </ul>
点検 (Check)	<ul style="list-style-type: none"> <li>推進員</li> <li>作業部会</li> <li>庶務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>推進員の報告により庶務で実施状況を確認するとともに、課題及び解決策の提案を受けます。その結果を作業部会に報告します。</li> </ul>
改善 (Action)	<ul style="list-style-type: none"> <li>推進員</li> <li>作業部会</li> <li>庶務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>問題点・課題を洗い出し、取り組みの見直しについて検討します。</li> <li>実施状況から目標達成が困難であると認められる場合、外部機関の診断等を実施することも検討し、課題の解決に努めます。</li> </ul>

## 6.4 実施状況の公表

本計画の実施状況については、温対法第二十一条第15項に基づき、年1回公表するものとし、本町のホームページ等に掲載します。

## 6.5 職員に対する研修・情報提供

本計画の取り組みを全庁的に徹底して推進するためには、職員一人ひとりが地球温暖化問題に関する認識を深め、本計画の取り組み項目を実践することが不可欠であることから、必要に応じて研修を行い地球温暖化防止の取り組みへの行動を促進します。

また、メール、掲示板、回覧板等を利用した呼びかけをすることにより計画の進行状況の周知を図り、職員の取り組みを促進します。

さらには、職員以外の来庁者や施設利用者に対しても、本計画の趣旨を公表し、環境配慮の取り組みに協力するよう要請します。



# 資料編

- 排出量算定方法 . . . . . 資料-1
- 温室効果ガス削減目標算定 . . . . . 資料-4
- 2023（令和5）年度温室効果ガス算出表 . . . . . 資料-6
- 本部町地球温暖化対策実行計画チェックリスト . . . . . 資料-7
- 用語集 . . . . . 資料-12



## 排出量算定方法

各温室効果ガス排出量は、温対法第2条第5項及び温対法施行令第3条に基づき、以下のよう  
に算定します。

### (1) 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)

(活動量ごとに)

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{活動量}^{\ast 1} \times \text{単位発熱量} \times \text{単位発熱量あたりの炭素排出量} \\ (\text{排出係数}^{\ast 2}) \times 44/12$$

- ※1 活動量とは、燃料、電力の使用など、温室効果ガスの排出を伴う活動の種類ごとの使用量等をいいます。
- ※2 排出係数とは、単位発熱量または単位活動量あたりの温室効果ガス排出量であり、本計画では温対法施行令第3条で定める数値を使用します。なお、別表1に示す二酸化炭素の排出係数は、燃料ごとに「単位発熱量×単位発熱量あたりの炭素排出量（排出係数）×44/12」で換算した値です。

### (2) 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 以外の温室効果ガス

二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量については、「地球温暖化係数」を乗じて二酸化炭素の排出量に換算します。

(ガスごと、活動量ごとに)

$$\text{二酸化炭素換算排出量} = \text{活動量} \times \text{単位活動量あたりの当該ガスの排出量} \\ (\text{排出係数}^{\ast 3}) \times \text{地球温暖化係数}^{\ast 4}$$

- ※3 二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出係数は、それぞれ別表2、別表3、別表4に示しています。
- ※4 地球温暖化係数とは、個々の温室効果ガスの地球温暖化に対する効果を、二酸化炭素を1として相対的に表す指標であり、本計画では温対法施行令第4条で定める数値を使用します。地球温暖化係数は、別表5に示しています。

(3) 排出係数一覧表

① 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)

別表1 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)

算定項目	単位	排出係数	
		(令和4年度まで)	(令和5年度以降)
ガソリン	kg-CO <sub>2</sub> /L	2.32	2.29
軽油	kg-CO <sub>2</sub> /L	2.58	2.62
灯油	kg-CO <sub>2</sub> /L	2.49	2.50
A重油	kg-CO <sub>2</sub> /L	2.71	2.75
液化石油ガス (LPG)	kg-CO <sub>2</sub> /kg	3.00	2.99
電気の使用	kg-CO <sub>2</sub> /kWh	(H27) 0.802 (H28) 0.799 (H29) 0.786 (H30) 0.786 (R1) 0.810 (R2) 0.737 (R3) 0.717 (R4) 0.710	(R5) 0.694

② メタン (CH<sub>4</sub>)

別表2 メタン (CH<sub>4</sub>)

算定項目	単位	排出係数	
		(令和4年度まで)	(令和5年度以降)
(ガソリン車) 普通・小型乗用車	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000010	0.000010
(ディーゼル車) 普通・小型乗用車 (定員 10名以下)	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000002	0.000002
(ディーゼル車) 普通・小型乗用車 (定員 11名以上)	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000017	0.000017
(ディーゼル車) 普通貨物車	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000015	0.000015
(ディーゼル車) 普通・小型特殊用途車	kg-CH <sub>4</sub> /km	0.000013	0.000013
し尿処理 (し尿処理施 設)	kg- CH <sub>4</sub> /m <sup>3</sup>	0.038	0.038

③ 一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)

別表3 一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)

算定項目	単位	排出係数	
		(令和4年度まで)	(令和5年度以降)
(ガソリン車) 普通・小型乗用車	kg- N <sub>2</sub> O/km	0.000022	0.000022
(ディーゼル車) 普通・小型乗用車(定員 10名以下)	kg- N <sub>2</sub> O/km	0.000007	0.000007
(ディーゼル車) 普通・小型乗用車(定員 11名以上)	kg- N <sub>2</sub> O/km	0.000025	0.000025
(ディーゼル車) 普通貨物車	kg- N <sub>2</sub> O/km	0.000014	0.000014
(ディーゼル車) 普通・小型特殊用途車	kg- N <sub>2</sub> O/km	0.000025	0.000025
し尿処理(し尿処理施設)	kg- N <sub>2</sub> O/m <sup>3</sup>	0.00093	0.00093

④ ハイドロフルオロカーボン (HFC)

別表4 ハイドロフルオロカーボン (HFC)

算定項目	単位	排出係数	
		(令和4年度まで)	(令和5年度以降)
カーエアコンの使用 (公用車使用台数)	kg-HFC/台・年	0.01	0.01

(4) 地球温暖化係数

別表5 地球温暖化係数

算定項目	地球温暖化係数	
	(令和4年度まで)	(令和5年度以降)
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1	1
メタン (CH <sub>4</sub> )	25	28
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	298	265
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	1,430	1,300

## 温室効果ガス削減目標算定

本計画で示した削減目標の算定には、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（令和4年3月）等に掲載されている方法・数値等を参考にしました。

以下に算定の参考として用いた資料・データ等を示します。

### ① 建築物の用途分類

建築物の用途分類は、参考表-1 を参考に設定しました。

参考表-1 用途分類に基づく建築物用途の例

番号	用途分類	具体的な建築物用途例
1	事務所等	庁舎、消防署、警察署、保健センター、研究施設、生涯学習センター、公民館
2	学校等	保育所、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校
3	集会所等	図書館、美術館、博物館、資料館、記念館、植物園、動物園、水族館、劇場、音楽ホール、多目的ホール、会議場、体育館、武道館、プール、競技場
4	病院等	病院、診療所、老人ホーム、障害者支援施設、児童養護施設
5	その他	屋内駐車場、公衆便所、休憩所

### ② 運用措置

運用措置によるエネルギー消費量の削減率は、参考表-2 を参考に設定しました。

参考表-2 運用措置によるエネルギー消費量削減率参考値（8地域<sup>注</sup>）

No.	項目	措置	削減率（%）				
			事務所等	学校等	集会所等	病院等	その他
1	空気調和設備	冷房設定温度緩和	0.9	1.8	1.2	1.5	-
2		暖房設定温度緩和	0.4	0.2	0.5	0.2	-
3		冷暖房負荷削減を目的とした外気導入量の制御	0.5	0.3	0.7	0.2	-
4		ウォーミングアップ時の外気取入れ停止	0.1	0.3	0.2	0.3	-
5		熱源機器の立ち上がり運転時期の短縮	2.5	3.6	3.3	3.0	-
6		空調運転時間の短縮	0.7	2.5	1.0	2.1	-
7		冷凍機冷水出口温度の調整	1.1	-	1.4	-	-
8		冷却水設定温度の調整	3.4	-	4.5	-	-
9		フィルタの定期的な清掃	0.2	0.3	0.3	0.3	-
10	換気設備	間欠運転・換気回数の適正化による換気運転時間の短縮	1.2	3.0	1.2	5.4	-
11	給排水衛生設備	給水ポンプの流量・圧力調整	1.9	1.5	0.2	1.0	-
12		暖房便座の夏期加熱停止	0.0	0.1	0.0	0.1	-
13	給湯設備	給湯温度の調整	0.0	0.2	0.4	0.5	-
14		洗面所給湯期間の短縮（夏の給湯停止）	0.0	0.8	2.0	2.5	-
15	照明設備	照明照度の調整	1.5	2.2	1.0	2.0	5.7
16	設備全般	エネルギーモニタリング制御の導入	0.2	0.2	0.2	0.2	-
17	建築	カーテン、ブラインドにより日射を調整する	1.0	2.2	1.3	1.8	-

注：地域特性を考慮するため、1～8の地域区分に分けられており、沖縄県は「8地域」に該当。

## 改修措置

改修措置によるエネルギー消費量の削減率は、参考表-3 を参考に設定しました。

参考表 3-3 改修措置によるエネルギー消費量削減率参考値（8 地域）

No.	措置	削減率（％）				
		事務所等	学校等	集会所等	病院等	その他
1	空調	10	6	14	5	-
2	照明	10	8	6	8	40
3	建築	5	4	6	4	-
4	空調+照明	20	14	20	13	-
5	空調+照明+建築	24	18	25	16	-

## ③ 公用車

公用車のエネルギー消費量の削減率は、参考表-4 を参考に設定しました。

参考表-4 公用車のエネルギー消費量削減率参考値

項目	措置	削減率（％）
自動車	次世代自動車の導入（燃費改善） <sup>注</sup>	41
	エコドライブの実践	10

注：平均保有燃費（2013 年度 14.6km/L、2030 年度 24.8km/L）から算出。

出典：エコドライブ普及推進協議会ホームページ（[http://www.ecodrive.jp/eco\\_10.html](http://www.ecodrive.jp/eco_10.html)）

## ④ 水道の給水量

水道の給水量については、実績値に基づき、トレンド法による予測を行いました。予測結果を参考表-5 に示します。

参考表-5 給水量の将来予測結果

項目	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17
給水量（m <sup>3</sup> ）	8,711,307	8,739,535	8,765,671	8,790,002	8,812,763	8,834,143	8,854,301	8,873,368	8,891,458	8,908,664	8,925,070	8,940,747

出典：「沖縄県統計年鑑」の『市町村別水道普及状況等』を用いて算出

## ⑤ 電力排出係数

電力排出係数については、沖縄電力(株)の実績値に基づき、トレンド法による予測を行いました。予測結果を参考表-6 に示します。

参考表-6 沖縄電力(株)のCO<sub>2</sub>排出係数の将来予測結果

項目	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17
電力排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /kwh)	0.683	0.672	0.661	0.651	0.640	0.629	0.619	0.609	0.598	0.588	0.578	0.568

出典：沖縄電力(株)公表資料を用いて算出

2023 (令和5) 年度温室効果ガス算出表

庁舎・機関	No.	施設名	担当課	CO <sub>2</sub>				CH <sub>4</sub>			N <sub>2</sub> O			HFC			合計	機関別		
				ガソリン t-CO <sub>2</sub>	灯油 t-CO <sub>2</sub>	軽油 t-CO <sub>2</sub>	A重油 t-CO <sub>2</sub>	LPG t-CO <sub>2</sub>	電気 t-CO <sub>2</sub>	ガソリン t-CO <sub>2</sub>	軽油 t-CO <sub>2</sub>	し尿	ガソリン t-CO <sub>2</sub>	軽油 t-CO <sub>2</sub>	し尿	ガソリン t-CO <sub>2</sub>			軽油 t-CO <sub>2</sub>	し尿
庁舎	1	総務課	総務課	5.9	0.0	0.0	0.6	0.0	263.9	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	270.6	270.6
	2	住民課	住民課	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0
	3	福祉課	福祉課	3.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	4.1	4.1
	4	子育て支援課	子育て支援課	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	1.3
	5	健康づくり推進課	健康づくり推進課	23.6	0.0	38.7	0.0	0.0	0.0	23.2	0.0	0.1	0.0	0.8	2.2	0.0	0.2	0.0	65.7	65.7
	6	企画商工観光課	企画商工観光課	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	28.2	28.2
	7	建設課	建設課(公用車)	15.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	1.5	0.0	0.0	0.1	0.0	17.5	17.5
	8	建設課	建設課(公用車以外)	8.2	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.4	8.4
	9	農林水産課	農林水産課(公用車)	5.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.5	0.0	0.0	0.1	0.0	6.1	6.1
	10	農林水産課	農林水産課(公用車以外)	0.1	0.0	0.2	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.8
	11	上下水道課	上下水道課	4.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	5.0	5.0
	12	議会事務局	議会事務局	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	1.4	
	13	教育委員会事務局	教育委員会事務局	2.8	0.0	18.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0	0.2	0.0	23.1	23.1	
出先機関	14	子育て支援課	渡久地保育所	0.0	0.0	0.0	0.0	4.5	25.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	30.0	30.0	
	15	健康づくり推進課	本部町草薙場	0.0	41.1	0.0	0.0	0.0	8.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	49.2	49.2	
	16	企画商工観光課	桜の森公園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	17	上下水道課	本部町水道管理センター	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	420.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	420.7	420.7	
	18	教育委員会事務局	本部町浄化センター	0.0	0.0	3.7	2.3	0.0	766.5	0.0	3.7	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0	777.1	777.1	
	19	教育委員会事務局	学校給食センター(公用車)	1.6	0.0	6.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0	0.1	0.0	8.1	8.1	
	20	教育委員会事務局	学校給食センター(公用車以外)	0.0	17.1	0.0	0.0	17.8	46.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	81.3	81.3	
	21	本部小学校	本部小学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	145.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	145.6	145.6	
	22	本部幼稚園	本部幼稚園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	23	本部中学校	本部中学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	148.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	148.2	148.2	
	24	上本部学園	上本部学園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	142.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	142.1	142.1	
	25	上本部幼稚園	上本部幼稚園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	26	水納小中学校	水納小中学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	1.4	
	27	瀬底小学校	瀬底小学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	69.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	69.9	69.9	
	28	瀬底幼稚園	瀬底幼稚園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	29	伊豆味小中学校	伊豆味小中学校	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	63.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	63.2	63.2	
	30	伊豆味幼稚園	伊豆味幼稚園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	31	もとふ文化交流センター	もとふ文化交流センター	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計				79.7	58.2	67.7	2.9	230	2,124.7	0.4	0.2	3.7	4.3	3.4	0.9	1.0	0.1	2,370.2	2,370.2	
																			659.8	1,938.9
																			2,370.2	2,370.2
																			438.3	438.3

# 本部町地球温暖化対策実行計画チェックリスト

## ①施設管理者用

本部町地球温暖化対策実行計画チェックリスト（施設管理者）

記 載 要 領	①取り組み 目標の有無	貴施設において取り組みの目標に掲げている場合は「○」、目標としていない場合は「×」 を選択してください。	⑤総合評価点
	②重要度	貴施設における取り組みの重要度を入力してください。 重要である：3    かなりある：2    多少あり：1	
	③活動状況	取り組み状況を入力してください。 既に取り組んでいる：2    さらに取り組みが必要：1    取り組んでいない：0	
	④取り組み 評価点の 算出方法	各部署における「取り組み目標の有無」「重要度」「活動状況」をそれぞれ自己採点方式で 評価する。 取り組み目標あり(○) → ②重要度(1~3点) × ③活動状況(0~2点) = 評価点(最高6点) 目標設定なし(×) → 評価点なし	
	⑤各分野の 総合評価点	総合評価点(%) = 取り組みの評価点の合計 ÷ (①取り組み目標の有無に 丸(○)を付けた取り組み目標の数×6点)	

取り組みの目標	⑤総合評価点
1. 日常の事務及び事業などに関する取組	
(1) 省エネルギーの推進	
(2) 廃棄物減量化、リサイクルの推進	
(3) グリーン購入の推進	
(4) 省資源の推進	
(5) 緑化の推進	
2. 建築物や施設設備などに関する取組	
(1) 施設管理における配慮	
(2) 公共工事に関する配慮	
(3) 来庁者への協力依頼等に関する取組	
(4) その他	

### 1. 日常の事務及び事業などに関する取組

#### (1) 省エネルギーの推進

①取り組み 目標の有無	取 り 組 み の 目 標	②重要度	③活動状況	④評価点 (2×3)
徹 底 の	消 灯 の	○作業環境に適した照度を計測し照明の間引きを検討		
		○昼休み、退庁時等の不要な照明の消灯の励行		
		○更衣室、書庫、会議室や給湯室などの照明のこまめな消灯の励行		
O A 機 器		○エネルギー省エネ効率の高い電気機器の購入		
		○使用しないOA機器（パソコン、プリンターなど）等の電源をこまめに切る		
		○最終退庁者は、OA機器等の電源が切れていることを確認		
		○パソコンモニターの輝度を40%程度で使用		
空 調 設 備		○冷房温度は27度を目安に温度設定の励行		
		○冷房や暖房の効果を高めるため、カーテンやブラインドの有効活用		
		○エアコンフィルターの定期的な清掃		
		○風通しが良い日は、自然風を利用		
そ の 他 の 電 気 使 用		○夏季における衣服の軽装化（クールビズ）の実践		
		○扇風機の併用によって空気の循環を図り、冷房の効率を高める		
		○LED照明など、エネルギー効率の高い電気機器の購入		
		○残業時におけるスポットライト照明（LED）の利用促進		
		○電気製品の待機時消費電力の削減（節電タップの購入）		
		○電気機器の周辺にできるだけ物を置かないように工夫するなどの熱がこもらない空間づくりの励行		
		○支障のない範囲でエレベーター運転の一部停止の検討		
		○エレベーターをできるだけ使用せずに階段を利用		
	○給湯器の適正な管理			
	○冷蔵庫の適正使用（大量の保管や長期保管等の制限）			
	○トイレには人感センサーの設置を検討			
	○ノー残業デーの実施			

#### (2) 廃棄物減量化、リサイクルの推進

①取り組み 目標の有無	取 り 組 み の 目 標	②重要度	③活動状況	④評価点 (2×3)
リ テ ユ ー ス		○ボールペンは、芯の交換ができるものを使用		
		○使い捨て製品の使用や購入を抑制し、資源を有効に活用		
		○3M運動（マイバッグ・マイ箸・マイボトル）の推進		
		○物品等の納入時における過剰包装の削減を推進		
		○茶殻等生ごみの水切りを徹底		
リ ユ ー ス		○食品ロス削減の普及		
		○備品等は、修繕などにより極力、長期間使用		
		○ファイルやフォルダを繰り返し使用		
リ サ イ ク ル		○使用済み封筒の再利用		
		○裏面利用可能な紙は、事務連絡や通知用又はFAXやメモ用紙に再利用		
		○再生紙などの再生品の活用		
そ の 他		○新聞、雑誌、ダンボール、雑誌みなどの古紙分別を徹底		
		○資源ごみ（ビン類、缶類、プラスチック類、ペットボトル）の分別を徹底		
		○イベント会場では、ごみを分別回収する		
	○ごみ減量・リサイクルの施策を推進するための「一般廃棄物処理基本計画」を策定			

(3) グリーン購入の推進

①取り組み目標の有無	取 り 組 み の 目 標	②重要度	③活動状況	④評価点 (②×③)
	グリーン購入			
	○グリーンマーク商品等環境配慮商品の優先的な購入			
	○再生紙が使用されているトイレトペーパーの購入			
	○古紙配合率が高く、白色度の低い紙の購入			
	○間伐材等を使用した木材製品の購入			

(4) 省資源の推進

①取り組み目標の有無	取 り 組 み の 目 標	②重要度	③活動状況	④評価点 (②×③)
	節水			
	○節水機器の導入の検討			
	○水使用量の把握と節水の励行の周知徹底			
	○ポットの残り湯を洗い物等に使う等、水の有効利用			
	○雨水タンク等の保守管理の徹底			
	○水道水圧の調整等、水の使用削減の努力			
	○水漏れ点検の徹底			
	○配水管等からの漏水対策の推進			
	○トイレに流水音発生器の設置を検討			
	公用車			
	○電動車（ハイブリッド車、電気自動車など）の導入			
	○公用車を利用する際、使用者同士で目的、方向、時間帯を調整し、できる限り相乗りを実践			
	○エコドライブの実践			
	○タイヤ空気圧の調整や点検整備の励行			
	○公共交通機関の積極的な利用			
	○ノーマイカーデーの推進			
	○駐・停車時のアイドリングストップの実践			
	○カーエアコンの利用抑制			
	○不必要な荷物は積まない			
	○近距離の場合、できるだけ徒歩や自転車を利用			
	紙類の使用量			
	○古紙配合率の高いコピー用紙の購入			
	○用紙類の使用量の削減（両面コピー、両面印刷の徹底・裏面使用可能な紙の利用）			
	○資料の共有化を図り、個人持ち資料の減量化の励行			
	○会議資料の回覧方式化やペーパーレス化の検討			
	○印刷する冊子やパンフレットなどの適正な部数作成の励行			
	○資料の配布や閲覧は、PDF等の電子データを使用			
	○庁内LANや電子メールを有効活用（電子決済等）			
	○FAX送付状の省略化の励行			

(5) 緑化の推進

①取り組み目標の有無	取 り 組 み の 目 標	②重要度	③活動状況	④評価点 (②×③)
	緑化			
	○屋上緑化・壁面緑化（緑のカーテン）の推進			
	○街路樹や植込み等の適切な選定、維持管理			

2. 建築物や施設の設備などに関する取組

(1) 施設管理における配慮

①取り組み目標の有無	取 り 組 み の 目 標	②重要度	③活動状況	④評価点 (②×③)
	省エネルギーの推進			
	○環境配慮型施設（グリーン庁舎）の整備			
	○温室効果ガスの排出の少ない省エネルギー型の機器・設備の導入の推進			
	○既存の公共施設及び防犯灯・街路灯の高効率照明（LED照明）等への切替え及び新設する公共施設等においても高効率照明等の導入			
	○IT機器の外部サーバーファーム利用やクラウドサービス利用の検討			
	○人体感知センサー付き照明設備や照明の明るさ調整装置の導入促進			
	○ビルのエネルギー管理システム（BEMS）の導入の検討			
	○水道施設のポンプ制御の適正化、高効率設備の導入、漏水対策の推進			
	○省エネルギー診断やESCO事業の活用を検討			
	再生可能エネルギー			
	○公共施設への太陽光発電やペロブスカイト太陽電池、風力発電設備等の導入の検討			
	○水道施設における小水力発電設備の導入の検討			
	○バイオ燃料利活用の検討			
	その他			
	○自然光の有効利用			
	○保水性舗装や高反射率塗装など、敷地や建物の被覆対策の検討			
	○施設への遮熱効果の高いガラスフィルムやブラインド、高遮熱塗装等の設置			
	○雨水等の有効利用の検討			

(2) 公共工事に関する配慮

①取り組み 目標の有無	取 り 組 み の 目 標	②重要度	③活動状況	④評価点 (2×3)
	環境配慮型の実施型の事業 ○本町発注の公共工事について、契約の相手方に対し関連する目的・目標、その他環境に配慮する事項等を伝達			
	○施設の建築、改修時におけるZEB基準や省エネ基準への適合を考慮した断熱性能が高い構造・素材の使用を検討			
	○低公害型の建設機器及び車両を使用することを要請			
	○コンクリート廃材等の建設副産物のリサイクルを推進			
	○再生資材使用量の拡大			

(3) 来庁者への協力依頼等に関する取組

①取り組み 目標の有無	取 り 組 み の 目 標	②重要度	③活動状況	④評価点 (2×3)
	協 力 依 頼 の 他 の 事 業 ○車両のアイドリングストップについて協力を要請			
	○健康のためにできるだけエレベーターの使用を控え、階段を利用するように協力を要請			
	○廃棄物の分別について協力を要請			
	○本計画の取り組みについて市民に周知			
	○小・中学校における環境教育の推進			

(4) その他

①取り組み 目標の有無	取 り 組 み の 目 標	②重要度	③活動状況	④評価点 (2×3)
	○毎年のエネルギー使用量を把握し、職員へ公開・周知することにより意識啓発に努める			
	○職員1人ひとりが、職場、地域等で環境に配慮できる情報を積極的に伝える			
	○職員の環境保全の意識向上を図るため、可能な限り庁内研修時に環境関連テーマを取り入れる			
	○環境に関する研修、シンポジウム、講演会等への職員の積極的な参加を呼びかける			
	○新聞やニュースなどを通じて環境に関する知識を増やすよう心がける			
	○職場以外においても、環境に配慮した生活を心がけ、住んでいる地域や地球環境を良くするための取り組み（清掃活動など）を行う			
	○環境保全活動への参加を希望する職員に対し、ボランティアに参加しやすい環境作りに努める			

## ②課（局）長用

### 本部町地球温暖化対策実行計画チェックリスト（課（局）長）

記 載 要 領	①取り組み 目標の有無	貴施設において取り組みの目標に掲げている場合は「○」、目標としていない場合は「×」 を選択してください。	<table border="1"> <tr> <th>取り組みの目標</th> <th>⑤総合評価点</th> </tr> <tr> <td>1. 日常の事務及び事業などに関する取組</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 省エネルギーの推進</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 廃棄物減量化、リサイクルの推進</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) グリーン購入の推進</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 省資源の推進</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 建築物や施設の設定などに関する取組</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 施設管理における配慮</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) その他</td> <td></td> </tr> </table>	取り組みの目標	⑤総合評価点	1. 日常の事務及び事業などに関する取組		(1) 省エネルギーの推進		(2) 廃棄物減量化、リサイクルの推進		(3) グリーン購入の推進		(4) 省資源の推進		2. 建築物や施設の設定などに関する取組		(1) 施設管理における配慮		(2) その他	
	取り組みの目標	⑤総合評価点																			
	1. 日常の事務及び事業などに関する取組																				
	(1) 省エネルギーの推進																				
	(2) 廃棄物減量化、リサイクルの推進																				
(3) グリーン購入の推進																					
(4) 省資源の推進																					
2. 建築物や施設の設定などに関する取組																					
(1) 施設管理における配慮																					
(2) その他																					
②重要度	貴施設における取り組みの重要度を入力してください。 重要である：3 かなりある：2 多少あり：1																				
③活動状況	取り組み状況を入力してください。 既に取り組んでいる：2 さらに取り組みが必要：1 取り組んでいない：0																				
④取り組み 評価点の 算出方法	各部署における「取り組み目標の有無」「重要度」「活動状況」をそれぞれ自己採点方式で 評価する。 取り組み目標あり(○) → ②重要度(1~3点) × ③活動状況(0~2点) = 評価点(最高6点) 目標設定なし(×) → 評価点なし																				
⑤各分野の 総合評価点	総合評価点(%) = 取り組みの評価点の合計 ÷ (①取り組み目標の有無に 丸(○)を付けた取り組み目標の数×6点)																				

#### 1. 日常の事務及び事業などに関する取組

##### (1) 省エネルギーの推進

①取り組み 目標の有無	取 り 組 み の 目 標	②重要度	③活動状況	④評価点 (②×③)
消 灯 の 徹 底	○作業環境に適した照度を計測し照明の調引きを検討			
	○昼休み、退行時等の不要な照明の消灯の励行			
	○更衣室、書庫、会議室や給湯室などの照明のこまめな消灯の励行			
O A 機 器	○エネルギー省エネ効率の高い電気機器の購入			
	○使用しないOA機器（パソコン、プリンターなど）等の電源をこまめに切る			
	○最終退庁者は、OA機器等の電源が切れていることを確認			
	○パソコンモニターの輝度を40%程度で使用			
空 調 設 備	○冷房温度は27度を目安に温度設定の励行			
	○冷房や暖房の効果を高めるため、カーテンやブラインドの有効活用			
	○エアコンフィルターの定期的な清掃			
	○風通しが良い日は、自然風を利用			
	○夏季における衣服の軽装化（クールビズ）の実践			
そ の 他 の 電 気 使 用	○扇風機の併用によって空気の循環を図り、冷房の効率を高める			
	○LED照明など、エネルギー効率の高い電気機器の購入			
	○残業時におけるスポットライト照明（LED）の利用促進			
	○電気製品の待機時消費電力の削減（節電タップの購入）			
	○電気機器の周辺にできるだけ物を置かないように工夫するなどの熱がこもらない空間づくりの励行			
	○エレベーターをできるだけ使用せずに階段を利用			
○冷蔵庫の適正使用（大量の保管や長期保管等の制限）				
○ノー残業デーの実施				

##### (2) 廃棄物減量化、リサイクルの推進

①取り組み 目標の有無	取 り 組 み の 目 標	②重要度	③活動状況	④評価点 (②×③)
リ テ ュ ー ス	○ボールペンは、芯の交換ができるものを使用			
	○使い捨て製品の使用や購入を抑制し、資源を有効に活用			
	○3M運動（マイバッグ・マイ箸・マイボトル）の推進			
	○物品等の納入時における過剰包装の削減を推進			
	○茶殻等生ごみの水切りを徹底			
	○食品ロス削減の普及			
リ ユ ー ス	○備品等は、修繕などにより極力、長期間使用			
	○ファイルやフォルダを繰り返し使用			
	○使用済み封筒の再利用			
	○裏面利用可能な紙は、事務連絡や通知用又はFAXやメモ用紙に再利用			
リ サ イ ク ル	○再生紙などの再生品の活用			
	○新聞、雑誌、ダンボール、雑誌みなどの古紙分別を徹底			
	○資源ごみ（ビン類、缶類、プラスチック類、ペットボトル）の分別を徹底			
	○イベント会場では、ごみを分別回収する			

##### (3) グリーン購入の推進

①取り組み 目標の有無	取 り 組 み の 目 標	②重要度	③活動状況	④評価点 (②×③)
グ リ ン 購 入	○グリーンマーク商品等環境配慮商品の優先的な購入			
	○再生紙が使用されているトイレトーパーの購入			
	○古紙配合率が高く、白色度の低い紙の購入			

(4) 省資源の推進

①取り組み 目標の有無	取 り 組 み の 目 標	②重要度	③活動状況	④評価点 (2×3)
公用車	○電動車（ハイブリッド車、電気自動車など）の導入			
	○公用車を利用する際、使用者同士で目的、方向、時間帯を調整し、できる限り相乗りを実践			
	○エコドライブの実践			
	○タイヤ空気圧の調整や点検整備の励行			
	○公共交通機関の積極的な利用			
	○ノーマイカーデーの推進			
	○駐・停車時のアイドリングストップの実践			
	○カーエアコンの利用抑制			
	○不必要な荷物は積まない			
	○近距離の場合、できるだけ徒歩や自転車を利用			
紙類の 使用量	○古紙配合率の高いコピー用紙の購入			
	○用紙類の使用量の削減（両面コピー、両面印刷の徹底・裏面使用可能な紙の利用）			
	○資料の共有化を図り、個人持ち資料の減量化の励行			
	○会議資料の回覧方式化やペーパーレス化の検討			
	○印刷する冊子やパンフレットなどの適正な部数作成の励行			
	○資料の配布や閲覧は、PDF等の電子データを使用			
	○庁内LANや電子メールを有効活用（電子決済等）			
	○FAX送付状の省略化の励行			

2. 建築物や施設の設備などに関する取組

(1) 施設管理における配慮

①取り組み 目標の有無	取 り 組 み の 目 標	②重要度	③活動状況	④評価点 (2×3)
その他	○自然光の有効利用			
	○施設への遮熱効果の高いガラスフィルムやブラインド、高遮熱塗装等の設置			

(2) その他

①取り組み 目標の有無	取 り 組 み の 目 標	②重要度	③活動状況	④評価点 (2×3)
その他	○毎年のエネルギー使用量等を把握し、職員へ公開・周知することにより意識啓発に努める			
	○職員1人ひとりが、職場、地域等で環境に配慮できる情報を積極的に伝える			
	○職員の環境保全の意識向上を図るため、可能な限り庁内研修時に環境関連テーマを取り入れる			
	○環境に関する研修、シンポジウム、講演会等への職員の積極的な参加を呼びかける			
	○新聞やニュースなどを通じて環境に関する知識を増やすよう心がける			
	○職場以外においても、環境に配慮した生活を心がけ、住んでいる地域や地球環境を良くするための取り組み（清掃活動など）を行う			
	○環境保全活動への参加を希望する職員に対し、ボランティアに参加しやすい環境作りに努める			

## 用語集

### 〈あ行〉

#### アイドリングストップ

停車時に車のエンジンを切ること。燃料消費を削減するととても有効な手段であるとされる。

#### A重油

重油は炭素と水素からなる炭化水素が主成分であるが、若干の硫黄分および微量の無機化合物などが含まれている。硫黄含有量はおよそ0.1～3.5質量%で、無機化合物は灰分にしておよそ0.03質量%以下である。

重油は蒸留残油または蒸留残油と軽油とを混合したものであり、その用途に従って粘度、残留炭素、硫黄分あるいは流動点などを調整して製品としたものである。

種類は動粘度によりA重油（JIS K 2205、1種）、B重油（同、2種）C重油（同、3種）の3種類に大別される。

#### ESCO事業

ESCOは、Energy Service Companyの略で、工場やオフィス、商業施設、公共施設などに対して省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの利便性などを損なうことなくコスト削減効果を保証し、削減したエネルギーコストから報酬を得る事業である。温暖化対策にも寄与する新しい環境産業として注目を浴びている。

#### エコドライブ

車を運転する上で、エンジンを無駄にアイドリングすることや、空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為をやめるなどで簡単に実施できる環境にやさしい自動車利用の実践をいう。

#### LED照明

発光ダイオードを利用した省エネ効果の高い照明のこと。

#### LPG（液化石油ガス）

プロパン・ブタンを主成分に持つ液化石油ガス。液化石油ガスは、大半を海外から輸入している。本来は無色・無臭だが、ガス漏れ時にすぐに気が付くよう匂いがついている。マイナス42℃まで冷すと液体になり、体積が250分の1と小さくなる。空気より重い。

#### 温室効果ガス

二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、代替フロン類など(HFC、PFC、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>)を指す。これらのガスは、太陽光により暖められた地表面より放射する熱を吸収し、大気を暖める。

### 〈か行〉

#### カーボンニュートラル

植物については、成長過程で光合成により吸収した二酸化炭素を発生しているものであり、ライフサイクルで見ると大気中の二酸化炭素を増加させることにはならないといわれている。このように、二酸化炭素の増減に影響を与えない性質のことをカーボンニュートラルと呼ぶ。

## 環境保全活動

人間活動により環境破壊を防止し、自然保護や環境負荷低減のための取り組み。

## クールビズ

冷房時の室温を28℃にした部屋でも、快適に過ごすことを目指す服装をいう。

## グリーン購入

必要性を十分に考慮し、製品やサービスを購入する際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境への影響を考慮し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することをいう。平成12年5月に、環境物質等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めた「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」が制定された。

## 〈さ〉

### 再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

## 〈た〉

### 太陽光発電

太陽電池を利用し、太陽光のエネルギーを直接的に電力に変換する発電方式をいう。ソーラー発電とも呼ばれる。再生可能エネルギーの一種であり、太陽エネルギー利用の一形態である。

## 電気自動車

蓄電池に蓄えた電気で動力源となる電動モータを駆動する自動車。従来の自動車のようにエンジンで燃料を燃焼することがないため、走行中にCO<sub>2</sub>等の温室効果ガスや窒素酸化物等の有害ガスを排出しない。

## 〈は〉

### 排出係数

活動の1単位あたりから排出される各温室効果ガスの量のこと。電気やガスの使用量などの活動量に各温室効果ガスの排出係数を乗じると、その活動に対する温室効果ガスごとの排出量を算出することができる。

## ハイドロフルオロカーボン

オゾン層を破壊しないことから、CFCsやHCFCsの規制に対応した代替物質として1991年頃から使用され始めた化学物質で、近年、その使用が大幅に増加している。HFCsは自然界には存在しない温室効果ガスで、100年間のGWP（地球温暖化係数）は、二酸化炭素の数百～11,700倍と大きい。1997年に採択された京都議定書には削減対象の温室効果ガスの一つに加えられた。

## ハイブリッド車

複数の動力源を組み合わせて、低公害化や省エネルギー化を図った自動車。ガソリンエンジンまたはディーゼルエンジンと電気動力を組み合わせ、双方の利点を生かして高効率で走行するものがある。

## ペロブスカイト太陽電池

ペロブスカイト結晶構造を持つ材料を発電層として用いた太陽電池の総称である。少ない製造

工程で製造が可能であること、プラスチック等の軽量基板が利用でき、軽量、柔軟性に富むことなどが特徴である。

#### 〈ま行〉

##### 緑のカーテン

ヘチマ、ゴーヤーなどのつる性植物でつくる自然の日よけのこと。外観が緑色のカーテンを思わせることからこう呼ばれる。これらの植物をベランダや軒下で育てることで、真夏の暑い日差しを防ぐことができ、冷房に係る電力を削減することにつながる。

第2次本部町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)  
令和8年度～令和17年度

令和8年3月

沖縄県本部町 総務課

〒905-0292 沖縄県国頭郡本部町字東5番地

TEL : 0980-47-2101

FAX : 0980-47-4576